

定款の一部改正

組合員数減少により、現行の組合員20人に1人の割（4捨5入）で総代数を定めると、次に開催する総会時に選出する総代数が定款に規定する100人を下回ってしまうため、総代に関する規定の一部改正を行う必要があります。加えて、神奈川県から指導を受けた規定について改正を行う必要があります。

改正案は次のとおりで、第60回総代会に上程いたします。

記

新（改正案）	旧（現行）
<p>神奈川県理容生活衛生同業組合定款</p> <p>（脱退者の持分の払い戻し）</p> <p>第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合の出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として払い戻すものとする。ただし、自由脱退による持分の払い戻しにあってはその予告を行った日の属する事業年度の末日とし、除名による脱退によるときはその半額とする。</p> <p>（議決権及び選挙権）</p> <p>第33条 組合員は総会においておのおの1個で、かつ平等の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>2 組合員は、書面又は代理人をもって、<u>第28条</u>の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることはできない。</p> <p>（総代会）</p> <p>第34条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設ける。</p> <p>2 総代の定数は、<u>100人を下らないものとし、各支部ごとにその所属する組合員数に応じて割り当てる。各支部ごとの総代割り当て数は、理事会で定める。</u></p> <p>（職員）</p> <p>第55条 <u>この組合に、事務局を置き局長1名および職員若干名を置くことができる。</u></p> <p>2 職員は理事長が任命し、その命を受けて庶務に従事する。</p> <p>3 職員の給与は、理事会において定める。</p> <p>（使用料）</p> <p>第65条 この組合は、第7条第5項及び第7項の共同施設を利用した組合員に対し、使用料を課すことができる。</p>	<p>神奈川県理容生活衛生同業組合定款</p> <p>（脱退者の持分の払い戻し）</p> <p>第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合の出資額を限度として払い戻すものとする。（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、<u>当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額</u>）ただし、自由脱退による持分の払い戻しにあってはその予告を行った日の属する事業年度の末日とし、除名による脱退によるときはその半額とする。</p> <p>（議決権及び選挙権）</p> <p>第33条 組合員は総会においておのおの1個で、かつ平等の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>2 組合員は、書面又は代理人をもって、<u>第27条</u>の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることはできない。</p> <p>（総代会）</p> <p>第34条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設ける。</p> <p>2 総代の定数は、<u>100人以上とし、組合員20人に1人の割で（4捨5入）各支部ごとにその所属する組合員数に応じて割り当てるものとする。</u></p> <p>（職員）</p> <p>第55条 <u>この組合に、次に掲げる職員を置く。</u></p> <p>(1) 局長 1名</p> <p>(2) 主任 1名</p> <p>(3) 職員 若干名</p> <p>2 職員は理事長が任命し、その命を受けて庶務に従事する。</p> <p>3 職員の給与は、理事会において定める。</p> <p>（使用料）</p> <p>第65条 この組合は、第7条5項及び7項の共同施設を利用した組合員に対し、使用料を課すことができる。</p>

附則

（施行期日） 神奈川県知事の許可があった日から施行する。